23—06　ＰＵＤＴ

保佐人

１．保佐人とは、被保佐人（注）の保護機関をいう。

被保佐人が産業財産権に関し手続をするには、保佐人の同意（特§7②、実§2の5②、意§68②、商§77②）を得てその同意書を提出する必要がある（特施規§6、実施規§23①、意施規§19①、商施規§22①）。

被保佐人が保佐人の同意を得ないでした手続は、保佐人の同意を得て追認することができる（特§16③、実§2の5②、意§68②、商§77②）。したがって、被保佐人が手続をするにあたって、代理人を選任する場合は、代理人の選任についても保佐人の同意を要するものと解される。

（注）　被保佐人とは、家庭裁判所から保佐開始の審判を受けた精神上の障害に因り事理を弁識する能力が著しく不十分な者。

２．審判請求書には、保佐人の表示は必要なく、表示されているときであっても、特許庁から発する文書には保佐人の表示をしない。

（改訂 H17.7）